

ベンチャー企業等スタートアップ支援事業費助成金の概要

ベンチャー企業等スタートアップ支援事業費助成金（以下「助成金」といいます。）は、平成19年7月に発生した新潟県中越沖地震において、大きな被害を受けた被災地域へのベンチャー企業等の定着を図り、地域経済の活性化と継続的な雇用を創出するため、成長性の高いベンチャー企業や新分野・新事業に挑戦する企業などを対象に、新規雇用にかかる経費等の一部を助成するものです。

● 助成対象事業

助成対象地域に事業所を有する、あるいは事業所を設置予定のベンチャー企業等への雇用創出を目的とした助成事業。

● 対象となる事業主体

※2ページの「3. 助成金の対象となる事業主体の要件」を参照

● 助成対象経費

助成対象となるベンチャー企業等が、事業拡大、新分野進出、新規事業の立ち上げ等に伴い獲得する人材の人件費として助成する経費。

● 助成率・助成額

<対象地域①> 柏崎市、出雲崎町、刈羽村

ア 新たに雇用する労働者1名の人件費が対象経費となり、助成率は3/4、助成金の上限額250万円（下限額135万円）

イ 新規労働者のうち最大6名までが対象

→6名雇用で、助成金の上限額は最大で1,500万円（250万円/名×6名）

<対象地域②> 長岡市、小千谷市、上越市、三条市、十日町市、燕市、南魚沼市

ア 上記同様

イ 新規労働者のうち最大4名までが対象

→4名雇用で、助成金の上限額は最大で1,000万円（250万円/名×4名）

● 対象となる労働者

新規に雇用される常用労働者。

※常用労働者とは、雇用保険の一般被保険者及び高年齢継続被保険者をいいます

1. 助成対象地域について

助成金の対象地域は、新潟県中越沖地震において被害を受けた以下の地域が対象になります。

◇対象地域

<対象地域①>

柏崎市、出雲崎町、刈羽村

<対象地域②>

長岡市、小千谷市、上越市、三条市、十日町市、燕市、南魚沼市

2. 助成対象期間

平成 24 年 10 月 1 日から平成 29 年 8 月末日まで

3. 助成金の対象となる事業主体の要件

助成金の対象となる事業主体は、以下に示す(1)、(2)の枠ごとに定めています。また、各枠に共通する事項として、「共通事項」が定められています。助成金の対象となり得る事業主体は、該当する枠の要件及び共通事項の要件に該当する方が事業主体となります。

※「共通事項」については、下記に示す全ての項目を満たすことが要件となります

(1) ベンチャー企業枠

創業又は成長初期段階にある設立 5 年未満の有望なベンチャー企業等で、対象地域に事業所を有している、あるいは事業所を設置予定である中小企業者。

ただし、中小企業者とは、次のアあるいはイに該当する者をいいます。

ア 中小企業新事業活動促進法第 2 条第 1 項で規定する中小企業者

ただし、次のいずれかに該当する中小企業者等（いわゆる「みなし大企業」）を除きます。

(ア) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業者

(イ) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者

(ウ) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者

イ 有限責任事業組合契約に関する法律第 2 条に規定する有限責任事業組合

(2) 新分野・新事業進出枠

対象地域に事業所を有しており、社内ベンチャーあるいは新分野進出のため新規事業を立ち上げてから 5 年を経過しておらず、次のアからウのいずれかに該当する者。

ア 会社法第 2 条第 1 号に定める会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社）

イ 中小企業新事業活動促進法第 2 条第 1 項で規定する中小企業者

ウ 有限責任事業組合契約に関する法律第 2 条に規定する有限責任事業組合

<共通事項>

- ・雇用保険の適用事業主であること
- ・助成対象期間内に新たに労働者を雇い入れる事業主であること
※対象となる労働者についての詳細は、P.6「6. 人材の雇入れに関する留意事項」をご確認ください
- ・法定帳簿類等を備え付け、新潟ベンチャーキャピタル(株)の要請に応じて提出すること
※法定帳簿類とは、具体的には賃金台帳、労働者名簿、出勤簿、現金出納帳、総勘定元帳、決算書等をいいます。助成金の支給申請の審査の際には、申請内容の確認のためにこれらの書類の追加提出を求める場合があります。
- ・現地訪問調査への協力
※助成金の適正な支給のために、申請内容等を確認するため申請事業所の現地訪問（確認）を行うことがあります。ご協力いただけない場合は、助成金の支給を受けられなくなることがあります。

<不支給要件>

助成金の支給が行われる事業主体は、次の以下のいずれの場合にも該当しないことが必要です。

- ・事業主都合による常用労働者の離職した場合。（事業主都合による離職等に係る留意事項は、P.8をご覧ください。）
- ・助成金の支給申請書の提出日が属する年度の前々年度より、前のいずれかの保険年度に、労働保険料を納入していない場合。
- ・支給申請書の提出日までの過去3年間に、不正行為により、本来支給を受けることができない助成金等の支給を受けた場合、又は受けようとした場合。
- ・風営法第2条1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業のうち、店舗型性風俗特殊営業から委託を受けて当該営業を行う場合。
- ・過去に本助成金を受給した事業主体が、本助成金に係る最後の支給申請書の提出日の翌日から起算して、1年が経過していない時点で、助成金の支給を受けようとする場合。
- ・新規労働者の雇入れ日の前日から起算して6カ月前の日から1年間に、労働関係法令の違反を行っている場合。
- ・良好な雇用機会の創出に資するとは認められない次の①から④までの事項に該当する場合。
 - ①賃金の支払いが行われていない場合
 - ②賃金等の条件が当該地域の他の事業所に比べ、著しく低い場合。
 - ③有期の事業等で、雇用関係が終了することが予測される場合。
 - ④その他適正な雇用管理を行っていない場合

<不正受給について>

偽りその他不正な申請によって、助成金の支給要件を満たしていないにもかかわらず、支給要件を充足しているように見せかけて助成金の支給を受けた（受けようとした）場合をいいます。

不正受給を行った場合は、

- ①すでに支給済みの助成金については、返還していただきます。
- ②本助成金を所管する財団法人新潟県中越沖地震復興基金事務局に通知します。
- ③返還に際しては、受給した日の翌日から返還を終了する日までの期間に対して、年5%の延滞金（法定利息）が加算されます。

さらに、詐欺、脅迫、贈賄等刑法に触れる行為があった場合は、刑事告発することがあります。

4. 助成対象経費について

助成対象経費は、常用雇用労働者の新規雇用にかかる人件費（報酬又は給与（賞与含む。)) になります。人件費とは、賃金のほか、通勤手当、賞与、諸手当（助成先の社内規定や地方公共団体の例規等において労働者に対する支給が義務付けられているもの）、社会保険料（雇用保険料、労災保険料等）に係る事業主負担分を含むものとします。

5. 助成率・助成額について

助成額は、P.2 に記載する「ベンチャー企業枠」、「新分野・新事業進出枠」ともに同様の条件となりますが、対象地域により対象となる新規雇用者数の最大数が異なるため、助成限度額が異なります。

- (1) 対象地域①・・・柏崎市、出雲崎町、刈羽村

助成率：3/4以内

雇用者数：最大6名まで（新規常用労働者に限る）

助成限度額：1,500万円（新規常用労働者を最大6名雇用した場合）

・1名雇用した際の助成限度額は、250万円（助成率3/4）

※1名雇用した際の助成下限額は、135万円

・250万円/名×6名=1,500万円

- (2) 対象地域②・・・長岡市、小千谷市、上越市、三条市、十日町市、燕市、南魚沼市

助成率：3/4以内

雇用者数：最大4名まで（新規常用労働者に限る）

助成限度額：1,000万円（新規常用労働者を最大4名雇用した場合）

・1名雇用した際の助成限度額は、250万円（助成率3/4）

※1名雇用した際の助成下限額は、135万円

・250万円/名×4名=1,000万円

※支給される助成金額は、千円未満の端数を切り捨てた額となります。

※助成金は、請求書を収受してから30日以内にお支払いいたします。

<助成金の交付について>

雇用を開始した日から1年を経過し、実績報告書類の提出を受け承認を受けた後、精算払請求書の提出によりお支払いします。

<助成額の交付に係る留意事項>

以下の①から④のいずれかの理由により、支給対象期間の途中で事業主体が雇い入れた人材を雇用しなくなった場合は、起算日から当該事業主体が雇用しなくなった前日までの期間を支給対象期間として算出します。

※起算日：人材を雇い入れた直後の賃金締切日の翌日（ただし、賃金締切日に雇い入れた場合はその翌日を起算日とし、賃金締切日の翌日に雇い入れた場合はその日を起算日とします。）

※支給対象期間：起算日から起算して1年間を限度とする期間。

- ① 雇い入れた人材の責めに帰すべき理由による解雇
- ② 雇い入れた人材の都合による退職
- ③ 雇い入れた人材の死亡
- ④ 天災その他やむを得ない理由により、事業の継続が困難となったことによる解雇

(例)

対象となる人件費：年収400万円

1年間雇用した場合の助成金額：250万円（400万円×3/4＝300万円＞250万円）

起算日が10月1日で、12月25日に離職した場合、

在職日数＝31日（10月）＋30日（11月）＋25日（12月）＝86日

250万円×（86日/365日）＝589,041円≒58万9千円（千円未満切捨）

助成金の支給額は、58万9千円

6. 人材の雇入れに関する留意事項

◆対象となる人材

- ・新たに雇い入れる常用労働者
※常用労働者とは、雇用保険の一般被保険者及び高年齢継続被保険者をいいます。
- ・1年以上雇用する者
- ・1週間の所要労働時間が30時間以上の者
- ・年収180万円以上の賃金（臨時給与、特別給与等臨時に支払われた賃金及び3カ月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。）で雇い入れられる者
- ・助成対象地域に事業所を有する事業主体に雇い入れられ、当該事業所が主な勤務地となり、業務に従事する者

◆雇入れ期間内に雇入れを行うこと

雇入れを行う人材は、雇入れ期間内に雇用保険の一般被保険者として、新たに雇い入れなければなりません。雇入れ期間外に雇い入れた労働者は対象となりません。助成金の支給対象となる人材は、対象地域①で最大6名、対象地域②で最大4名となります。

※雇入れ期間とは、交付決定日以降から平成29年8月末まで間を指します。（審査期間中（申請書提出から交付決定を受けた日の前日までの間）に雇い入れを行った労働者は対象となりませんので、ご注意ください。）

※出向等による受入れは対象外です。

◆過去3年間に対象事業主体の企業で勤務した者でないこと

今回雇い入れた労働者との間で、雇入れ日の前の3年間に雇用関係があった場合は、「新たな雇入れ」に該当しません。

※パート、アルバイト、出向受入れ、派遣、請負等の名称の如何に関わらず、その労働者が既に勤務していた場合は、本助成金の対象とはなりません。また、この場合、新たに雇用保険の一般被保険者の資格を取得させても対象となりません。

※対象事業主体の企業で直接勤務していなくても、労働の対価が支払われている等、実態として勤務していたとみなされる者についても対象となりません。

◆対象となる経費が同様な他の助成金等の支給を受けていないこと

雇い入れる人材について、対象となる経費が同様な他の助成金等の支給を受けている場合は、助成金は支給されません。

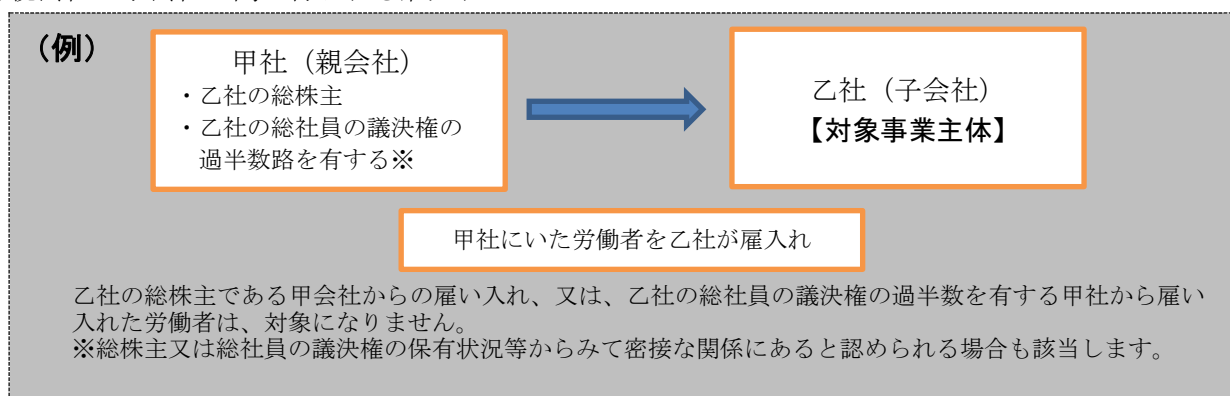
◆資本的、経済的及び組織的関連性等からみて、独立性を認めることが適当でない判断される事業主と対象となる事業主体の間で行われる雇入れではないこと（以下、「独立性の要件」といいます。）

※独立性の要件は、いわゆる「関連企業」間で行われる雇入れを対象外とするものです。

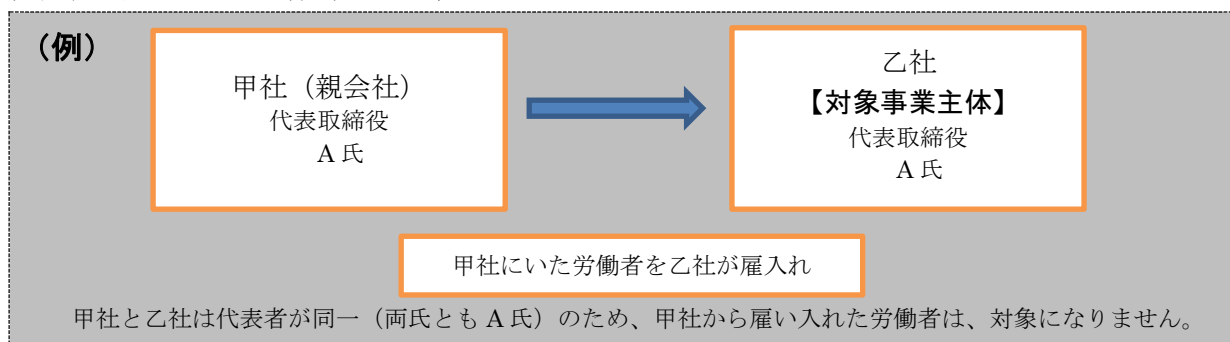
※独立性の要件は、個々の申請内容に応じて、人材の雇入れ日の前日から起算して1年前の日から人材の雇入れ日の前日までの間のいずれかの日において個別・具体的に判断されます。

※以下の①～③は、独立性の要件の典型的な例です。これらのほかにも、経済的及び組織的に密接な関係があり独立性が認められない場合などがありますので、申請ごとに個別・具体的に判断することになります。

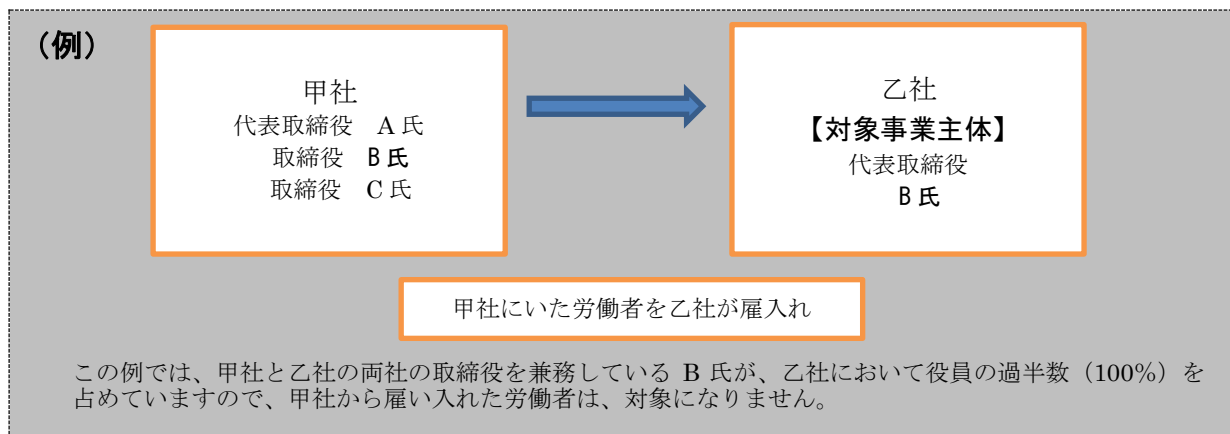
①親会社と子会社の間で行われる雇入れ



②代表者が同一である企業等からの雇入れ



③両方の会社の取締役を兼務している者がいずれかの会社において役員数の過半数を占めている場合の、両社の間で行われる雇入れ

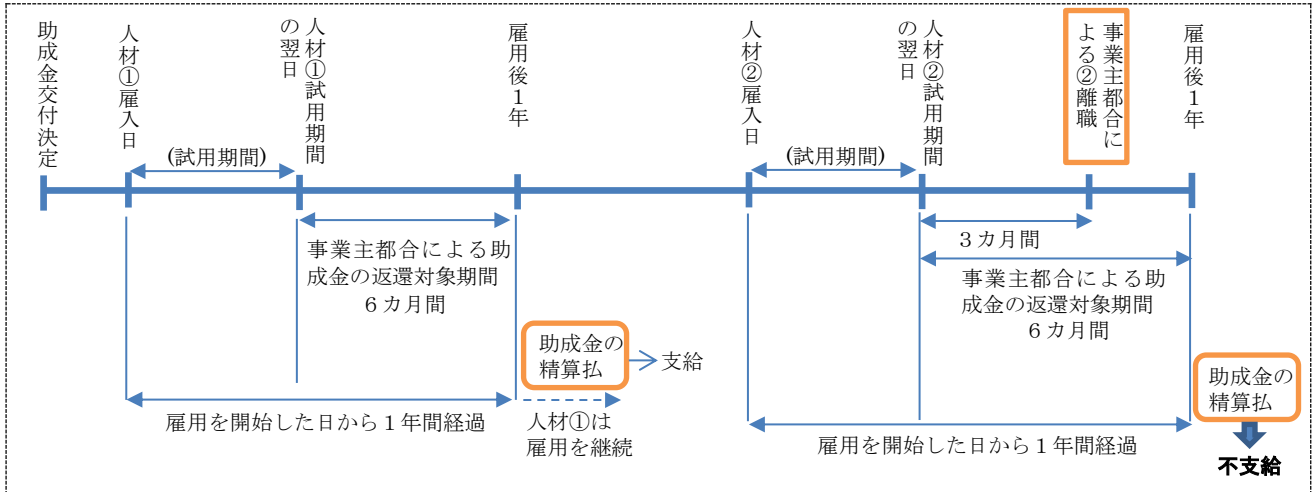


7. 事業主都合による離職等に関する留意事項

◆事業主都合により、本助成金で雇い入れた人材を離職させた場合、助成金の支給は受けられなくなります。また、既に支給済みの助成金については助成金の返還対象になります。

※人材を雇い入れ、助成金の社内規定に定める試用期間の最終日の翌日から起算して、6カ月以内に事業主都合により離職させた場合

(例) ※試用期間が6カ月の場合



◆事業主都合により、本助成金で雇い入れた人材を離職させた場合、助成金の交付決定により認められた新規雇用人数の枠が残っていた場合でも、離職者を出した時点でそれ以降の交付決定内容は取り消しとなり、不支給となります。

8. 助成金の返還事由について

◆次のいずれかに該当する場合は、支給した助成金を返還していただきます。

- (1) 不正な行為によって助成金の支給を受けた（受けようとした）場合（不正受給※）
- (2) 本助成事業により新規常用労働者の雇用を開始した日から、1年以内に事業主都合により離職させた場合
- (3) 助成対象事業者が、新規雇用者を災害救助法適用市町村外の事業所へ異動させた場合
- (4) 助成金の支給すべき額を超えて助成金の支給を受けた場合

※不正受給

偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金等の支給を受け、又は受けようとした事業主に対しては、当該不正に係る助成金等について不支給とするか又は支給を取り消し、当該助成金等を不支給とした日又は当該助成金等の支給を取り消した日以後、本助成金の申請ができません。

- 1 助成金の不正受給とは、刑法（明治40年法律第45号）における詐欺、脅迫、贈賄等に係る規定に反する行為を含むことは勿論ですが、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に支給申請書等に虚偽の記載を行い、又は偽りの証明を行うことにより、本来支給を受けることのできない助成金等の支給を受け、又は受けようとするをいいます。ただし、支給申請

書等の記載誤りが故意によらない軽微なものと認められる場合にはこれに該当しません。

- 2 不正受給を行った事業主体に対しては、助成金に係る支給決定を行わないものとし、既に当該助成金に係る支給決定を行っていた場合は、その支給決定を取り消し、返還の手続きを行います。

9. 助成金の申請にあたって

○ 助成金の交付決定前に雇用した新規常用労働者は対象になりません

本助成金への申請を行っても、助成金の交付決定を受ける前に雇用した場合、その新規常用労働者は支給対象になりませんので、ご注意ください。新規で雇用する方の雇用開始日は、必ず助成金の交付決定日以降にする必要があるため、雇用予定までの間、余裕を持って申請をしてください。

※申請を受けてから交付決定まで、通常3～4週間程度の日数を要します。申請件数が多いと、さらに審査日数がかかる恐れがありますので、申請の際に必ず審査日数の目安の確認を行い、余裕を持って雇用計画を立ててください。

○ 事業所訪問等にご協力ください

助成金の支給にあたっては、厳正な審査を行います。事業実態、労働者の雇入れ、その他の支給要件の確認のために法定帳簿類等の重要書類の提出を求めるとや原本書類の提示を求めると、現地確認及び対象となる労働者への聞き取り調査を行うことがあります。

これらの審査にご協力いただけない場合、また支給要件に照らし合わせて内容に疑義がある場合は、助成金の支給はできませんので、予めご了承ください。

なお、支給決定後においても、その後の労働者の定着状況や雇用管理等の確認のため、事業所訪問を行う場合があります。こちらにもご協力いただきますので、予めご了承ください。

○ 申請にかかる費用は、全て申請者の負担になります

申請書作成にかかる経費のほか、追加書類の提出にかかる経費、聞き取り調査を行うためにお越しいただく交通費など、交付決定の是非にかかわらず全て申請者の負担になります。

なお、交付決定後に求められた提出書類の作成にかかる費用、実績報告にかかる費用なども全て申請者の負担になります。

○ 不正受給はしてはいけません

詐欺、脅迫等、法律に抵触する行為はもちろんのこと、故意に申請書等に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことにより、助成金等の支給を受け又は受けようとした場合（以下「不正受給」といいます。）は、支給決定の取り消しを行い、すでに支給した助成金については返還していただきます。

不正受給を行った場合は、

- ①すでに支給済みの助成金については、返還していただきます。
- ②本助成金を所管する財団法人新潟県中越沖地震復興基金事務局に通知します。
- ③返還に際しては、受給した日の翌日から返還を終了する日までの期間に対して、年5%の延滞金（法定利息）が加算されます。

さらに、詐欺、脅迫、贈賄等刑法に触れる行為があった場合は、刑事告発することがあります。

○ 関係書類は整理保管してください

申請に関する書類は、最後に支給した日の属する年度の翌年度の初日から起算して、5年間整理保管してください。

また、この制度は公益財団法人新潟県中越沖地震復興基金が実施するものであり、基金事務局の行う会計検査の検査対象となることがあります。検査対象となった場合はご協力いただきますので、予めご了承ください。

10. 支給申請に必要な書類について

| | 申請時に必要な様式 | チェック欄 |
|---|---|-------|
| 1 | ベンチャー企業等スタートアップ支援事業費助成金助成対象事業計画指定申請書（様式第1号） | |
| 2 | ベンチャー企業等スタートアップ支援事業費助成金にかかる事業計画書 | |

| | 添付書類 | チェック欄 |
|----|--|-------|
| 1 | 定款及び登記事項証明書（写）＜法人の場合＞ | |
| 2 | 個人事業の開廃業等届出書（写）＜個人事業主の場合＞ | |
| 3 | 最近3年分の事業報告書及び決算書 | |
| 4 | 就業規則等、雇用又は受入条件に関する書類 | |
| 5 | 求人募集を行ったことを証明する書類の写し（ハローワーク求人票など） | |
| 6 | 雇用保険適用事業所設置届事業主控（適用事業所台帳）（写） | |
| 7 | 雇用を予定する人材の略歴等について本人が内容を証明した書類（写） ※雇い入れる人材の候補が決まった段階で提出 | |
| 8 | 雇用を予定する人材の業務内容、部署が明らかにされた対象事業所の組織図等 ※雇用を予定するものが複数いる場合は、人数分を作成 | |
| 9 | 採用時からの労働条件を明示した雇入れ通知書又は雇用契約証等（写） | |
| 10 | その他、新潟ベンチャーキャピタル株式会社、代表取締役が必要と認める書類 | |